

不在者投票指定施設における 不在者投票事務の手引

東近江市選挙管理委員会

(令和7年9月)

はじめに

選挙においては、選挙人が選挙の当日に投票所で投票することを原則としていますが、選挙期日当日、仕事や用事などの理由により、投票することができないと見込まれる選挙人のために、選挙期日の前でも投票できるように不在者投票制度が設けられています。

その制度のうちの一つとして、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（以下「指定施設」という。）に入院又は入所中の選挙人が、その施設内で不在者投票を行う方法があります。

この手引は、指定施設における不在者投票の方法、事務の手續、留意事項等をまとめたものです。

指定施設の管理者の皆様には、本来の職務の外に、不在者投票管理者として事務の執行及び管理に当たっていただくこととなりますが、有権者の貴重な投票が無効とならないように、その管理に遺漏のないよう格段の御配慮をお願いいたします。

なお、事務処理上疑問点がありましたら、東近江市選挙管理委員会へお問い合わせの上、適切な事務処理をお願いいたします。

令和7年9月

東近江市選挙管理委員会

指定施設における不在者投票の流れ

1 施設長（不在者投票管理者）が代理で一括して投票用紙等を請求する場合

順序	手続を行う者	内容	実施時期
①	選挙人	施設長に投票用紙等の請求を依頼	
②	施設長	市選挙管理委員会に投票用紙等を請求 (様式第1号)	選挙期日の前日まで <u>(告示日前でも請求 できますので、なる べく早い時期に行っ てください。)</u>
③	選挙管理 委員会	施設長に投票用紙等を送付	告示日の翌日以後、 順次発送します。
④	施設長	投票立会人を選任	
⑤	施設長	市選挙管理委員会から届いた投票用紙 等を選挙人に交付	
⑥	選挙人	投票	告示日の翌日から選 挙期日の前日まで
⑦	施設長	市選挙管理委員会に投票用紙等を送付 (様式第4号※代理投票が行われた場 合のみ)	選挙期日の午後8時 まで(必着)
⑧	選挙管理 委員会	投票の実績に応じた請求額を記載した 不在者投票経費請求書を送付 (様式第5号)	
⑨	施設長	市選挙管理委員会に不在者投票に係る 経費を請求	請求書の受領後速や かに請求してくださ い。

2 選挙人本人が投票用紙等を請求する場合

順序	手続を行う者	内容	実施時期
①	選挙人	市選挙管理委員会に投票用紙等を請求 (様式第2号)	選挙期日の前日まで <u>(告示日前でも請求 できますので、なる</u>

			<u>べく早い時期に行っ てください。)</u>
②	選挙管理 委員会	選挙人に投票用紙等を送付	告示日の翌日以後、 順次発送します。
③	選挙人	市選挙管理委員会から届いた投票用紙 等及び不在者投票証明書を施設長に提 示	
④	施設長	投票立会人を選任	
⑤	施設長	投票用紙等の点検及び不在者投票証明 書の審査	
⑥	選挙人	投票	告示日の翌日から選 挙期日の前日まで
⑦	施設長	市選挙管理委員会に投票用紙等を送付 (様式第4号※代理投票が行われた場 合のみ)	選挙期日の午後8時 まで(必着)
⑧	選挙管理 委員会	投票の実績に応じた請求額を記載した 不在者投票経費請求書を送付 (様式第5号)	
⑨	施設長	市選挙管理委員会に不在者投票に係る 経費を請求	請求書の受領後速や かに請求してくださ い。

東近江市議会議員一般選挙

告示日 令和7年10月12日(日)

選挙期日 令和7年10月19日(日)

目次

第1章 指定施設における不在者投票制度について

- 1 不在者投票制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1 ページ)
- 2 不在者投票管理者には誰になるか・・・・・・・・・・・・・・ (1 ページ)
- 3 指定施設で不在者投票をできる選挙人は・・・・・・・・・・・・ (1 ページ)
- 4 不在者投票のできる選挙の種類は・・・・・・・・・・・・・・ (2 ページ)
- 5 指定施設での不在者投票において留意していただくこと・・・・ (2 ページ)

第2章 不在者投票管理事務について

- 1 投票用紙等の交付請求は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (3 ページ)
- 2 投票用紙及び不在者投票用封筒の受領は・・・・・・・・・・・・・・ (4 ページ)
- 3 投票の方法は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (4 ページ)
- 4 不在者投票の返送は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (7 ページ)
- 5 不在者投票の事務に要する経費の請求は・・・・・・・・・・・・・・ (8 ページ)

第3章 不在者投票指定施設における選挙運動について・・・・・・・・ (9 ページ)

各様式及び記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (11 ページ)



この手引及び様式のデータをダウンロードできます。



みんなの一票大切に!

第1章 指定施設における不在者投票制度について

1 不在者投票制度とは

公職の選挙における投票については、公職選挙法において、原則として選挙人が選挙の当日自ら投票所に行き投票することと定められています。

しかし、指定施設に入院又は入所中や、一定の規模の船舶の船員である等の理由によって、選挙の当日投票所へ行くことができない人もいます。

不在者投票制度は、このような人々のために、選挙期日の前でも一定の手続により投票することを例外的に認めた制度です。

このうち、指定施設において、入院患者又は入所者が施設長（不在者投票管理者）の下で行う投票が、指定施設における不在者投票制度です。

2 不在者投票管理者には誰になるか

不在者投票は、投票手続の公正を保つ必要から、一定の管理者の管理の下で行わなければならないこととされており、この管理者を不在者投票管理者といいます。

指定施設における不在者投票管理者には、その指定施設の施設長（病院にあっては、病院長。以下同じ。）が当たることになっています（以下、「不在者投票管理者」は、これらの指定施設における不在者投票管理者を指します。）。ただし、公職の候補者となった施設長や外国籍の施設長は、不在者投票管理者となることはできません。

この場合、病院にあっては院長の職務を代理すべき医師・歯科医師が、老人ホームその他の指定施設にあっては施設長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（不在者投票の実施日に、指定施設の長が旅行や出張等で不在の場合や指定施設の長に事故があった場合、欠けた場合等も同様に職務を代理すべき者が不在者投票管理者となりますので御留意ください。）。

3 指定施設で不在者投票をできる選挙人は

指定施設で不在者投票をできる人は、次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- (2) 選挙人名簿に登録されていること。
- (3) 指定施設に入院又は入所中であること（通所は入院又は入所中に当たらないため、その施設において不在者投票をすることはできません。）。
- (4) 次のいずれかに該当すると見込まれること。

ア 歩行は可能であるが、入院又は入所している指定施設が、入所者が属する投票区の区域外にあること。（2号事由）

イ 選挙の当日、疾病・負傷・妊娠等によって、歩行が困難であると予想されること。（3号事由）

注 指定施設で不在者投票をするために投票用紙等の交付を受けたものの、不在者投票をする前に退院又は退所した等の場合は、選挙人は原則として選挙の当日、投票所へ行って投票することになりますので、既に不在者投票のために交付された投票用紙等を返還しなければなりません。

なお、投票を行わない場合も、その投票用紙等を東近江市選挙管理委員会に返還しなければなりません。

4 不在者投票のできる選挙の種類は

不在者投票は、市町村長、市町村議会議員の選挙のほか、国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員に係る選挙等についても可能です。

この手引は、東近江市議会議員一般選挙の不在者投票の手続について記載していますが、その他の選挙とほぼ同様の手続です。

5 指定施設での不在者投票において留意していただくこと

(1) 選挙人本人に代わって不在者投票の投票用紙等を請求していただく場合は、必ず本人に請求するか否かの意思確認をお願いします。

(2) 施設内の投票記載場所の設置に当たっては、投票の秘密が守られるように特段の配慮をお願いします。

なお、重病者等の病室等から移動することが困難な方については、病室等で投票することも可能ですが、この場合においても投票の秘密が確保できるように配慮をお願いします。

(3) 代理投票（投票用紙の代理記載）は、本人の意思により行うものであることに御留意いただくとともに、代理投票を行う際には、その投票を補助する者を、投票事務従事者から2名選任し、1名が本人の意思を確認して投票用紙に記載し、もう1名がその内容を確認しなければなりませんので、手続に遺漏のないようにお願いします。

(4) 投票は、選挙人の自由な意思に基づき適正に行われるべきものでありますので、不在者投票管理者が業務上の地位を利用して、入院又は入所している方に対して選挙運動をすることや、不在者投票事務に従事する者が投票に際し干渉することは罰則をもって禁止されていますので、御注意ください。

第2章 不在者投票管理事務について

1 投票用紙等の交付請求は

投票用紙等の交付請求は、選挙人が自ら請求する方法と、当該指定施設に入院又は入所中の選挙人の依頼により選挙人に代わって指定施設の長（不在者投票管理者）が一括して請求する方法の2通りがあります。

いずれの場合においても、投票用紙等の交付請求は、選挙期日の前日までに東近江市選挙管理委員会の委員長に対して、直接又は郵便等（FAX不可）をもって行うこととなります。ただし、投票用紙等の郵送等には時間を要することから、なるべく早い時期に行うようにしてください。

また、選挙期日の告示日前においても交付請求を行うことができますが、この場合、東近江市選挙管理委員会から投票用紙等が交付されるのは選挙期日の告示日の翌日以後となります。

(1) 指定施設の長（不在者投票管理者）が代理請求する方法

指定施設の長は、入院又は入所中の選挙人から依頼があった場合は、その選挙人に代わって文書（様式第1号 P.11）によって東近江市選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等の交付請求をしてください。

一度、交付請求した後において、新たに別の選挙人から依頼があった場合はその都度交付請求してください。

なお、選挙人から点字で投票する旨の申出があった場合は、その選挙人には点字投票用の投票用紙を交付する必要がありますので、必ずその旨を備考欄に付記してください。

(2) 選挙人が自ら交付請求する方法（本人請求）

指定施設に入院又は入所中の選挙人は、自ら不在者投票用紙等の交付請求をすることもできます。この場合には、法令で定められた不在者投票事由に該当すると見込まれる旨の申出及びそれが真実に相違ない旨の文書（様式第2号 P.13）を、東近江市選挙管理委員会の委員長に提出し、併せて、投票しようとする指定施設の名称を申し出る必要があります。

また、点字で投票しようとする場合には、その旨も併せて申し出る必要があります。

2 投票用紙及び不在者投票用封筒の受領は

投票用紙等の交付請求をされると、東近江市選挙管理委員会から次のものが請求した者（代理請求の場合は指定施設の長）に交付されます。

- (1) 投票用紙（「点字投票」として請求した場合は、投票用紙に「点字投票」と印刷されているものであることを確認してください。）
- (2) 不在者投票用封筒（外封筒（様式第3号 P.14）と内封筒の2種類）
- (3) 不在者投票証明書を封入した封筒（本人請求の場合に限る。）

※不在者投票証明書を封入した封筒を投票前に選挙人が開封した場合、同封されている証明書は無効となり、選挙人は投票できなくなりますので、開封は選挙人が投票するときに不在者投票管理者である指定施設の長が行ってください。

3 投票の方法は

- (1) いつ投票を行わせるか

指定施設で行う不在者投票は、指定施設の長（不在者投票管理者）の下で告示日の翌日から選挙期日の前日までの間に行ってください。

この期間中においては、土曜、日曜及び祝日を問わず午前8時30分から午後5時までの間、選挙人から不在者投票の申出があれば、これを拒むことはできません。

事務処理上、施設内において特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

また、前記の期間及び時間以外の時間帯に投票させることもできませんので御注意ください。

なお、投票を終えた投票用紙は、東近江市選挙管理委員会の委員長を経由して、選挙当日に投票所が閉鎖される時刻までに投票管理者に届かなければ無効となりますので、郵送等に要する時間等を考慮してできるだけ早い時期に投票を行い、東近江市選挙管理委員会に返送してください。

- (2) 投票のための設備は

指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票を記載する場所を設けなければなりません。この場所の設置に当たっては、次の点に御留意ください。

- ア 投票を記載する場所には、机等を置き、黒色鉛筆を備えておいてください。
- イ 他人が選挙人の投票を見ることができないよう、投票の秘密保持に御留意いただくとともに、投票用紙の交換、投票への干渉その他の不正が行われることのないようにしてください。

ウ 投票記載場所に候補者の氏名等が記載されているようなポスターその他の文書が掲示されているようなときは、これを取り外してください。

エ 指定施設における不在者投票には候補者の氏名一覧等を掲示する制度は認められていませんので、投票記載場所に候補者の氏名一覧や選挙公報等を掲げることはできません。

これらの文書図画を投票記載場所へ掲示することは、選挙の自由公正を害し、選挙人の行った投票が無効となるおそれがありますので、特に御注意ください。

なお、選挙人から候補者等について知りたい旨の要請があった場合に、投票記載場所以外の場所で、氏名一覧、選挙公報、新聞等を見てもらうことは差し支えありません。

(3) 立会人の選任は

不在者投票を行う際には、指定施設の長（不在者投票管理者）は選挙権を有する者最低1名を立会人として選任し、不在者投票に立ち合わせなければなりません。

この立会人は、選挙権を有している者の中から選任することになりますが、東近江市議会議員一般選挙の選挙権を具備している必要はありません。

なお、立会人が立ち会わないで行われた不在者投票は無効となりますので、御注意ください。

(4) 不在者投票を行わせる前にしなければならないことは

ア 投票用紙等の点検

指定施設の長（不在者投票管理者）は、まず選挙人に投票用紙及び投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、また、当該投票用紙等を請求し、交付を受けた選挙人であるかどうかを確認してください。

確認した結果、投票用紙に既に候補者等の氏名等が記載されている場合には、次の要領で処理してください。

(ア) 選挙人に対し、東近江市選挙管理委員会の委員長に、記載済みの投票用紙を返還し、引換えに新しい投票用紙を交付請求することを指導する。

(イ) 選挙人が東近江市選挙管理委員会から新しい投票用紙の交付を受けた後、改めて不在者投票を行わせる。

これは、投票用紙への候補者等の氏名等の記載が、必ず指定施設の長（不在者投票管理者）の管理する場所で行われなければならないためであり、これ以外の場所で記載されたものは全て違法となります。この取扱いは特に注意してください。

イ 不在者投票証明書の点検（本人請求の場合のみ）

(ア) 選挙人本人が直接、東近江市選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等の交付請求をした場合には、投票用紙、不在者投票用封筒の他に不在者投票証明書が専用の封筒に厳封されて交付されます。

この不在者投票証明書は、投票用紙等を請求した選挙人が、不在者投票を行える本人かどうかを確認するための重要な書類であり、仮にこの証明書が入った封筒が開封されているときは、いかなる理由（例えば、選挙人が誤って開封してしまったなど）があっても投票をさせることはできませんので、選挙人から提出された封筒が開封されていないか、また、開封した跡がないかどうかを点検してください。

(イ) 指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票証明書を開封し、証明書の記載内容により本人確認を行ってください。

なお、不在者投票証明書に記載されている指定施設の名称と所在地が不在者投票を行おうとしている指定施設の名称や所在地と一致しない場合又は空白である場合であっても、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があると認められるときには投票させることができます。

この場合は、不在者投票証明書の余白にその理由等を記録しておいてください。

(5) 投票を行わせるときの手続は

ア 自書による方法

(ア) 投票の記載場所で選挙人に、投票用紙に候補者等の氏名等を自書させ、次に、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、更にそれを不在者投票用外封筒に入れて封をさせた上で、その外封筒の表面の「投票者」と印字のある下に、選挙人本人に署名させ提出させてください。

(イ) 選挙人が点字投票を行う場合には、(ア)の順序とは異なり、内封筒に封をし、不在者投票用外封筒に入れる前に外封筒の表面に選挙人の氏名を点字で署名させてください。

これは内封筒を外封筒に封入した後で署名を行うと、投票用紙に記載された文字（点字）が損なわれることがあるためです。

イ 代理投票による方法

(ア) 選挙人から代理投票をしたい旨の申出があった場合は、指定施設の長（不在者投票管理者）は代理投票をする事由があるかどうかを判断し、事由があると認めるときは、立会人の意見を聞いた上で、不在者投票事務従事者のうちからその選挙人の投票を補助すべき者2名を定め（投票を補助する者を投

票立会人に選任することはできません。) 、投票記載場所において、その補助者のうちの1名に選挙人の指示する候補者等の氏名等を投票用紙に記載させ、他の1名を立ち合わせてください。

- (イ) 投票用紙の記載をした補助者は、他の1名の立会いの下で、記載内容を選挙人に確認させた後、投票用内封筒に投票用紙を入れ封をし、更に内封筒を外封筒に入れて封をした後、外封筒の表面の「投票者」と印字のある下に、選挙人の氏名を記載した上で指定施設の長（不在者投票管理者）に提出してください。

この場合にあつては、その投票を補助した代理記載人の氏名は、封筒に書く必要はありません。

4 不在者投票の返送は

指定施設の長（不在者投票管理者）は、投票を終えた不在者投票を、次の要領により、直ちに東近江市選挙管理委員会の委員長に直接又は郵便等で送付してください。

- (1) 投票の提出を受けたときは、指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票用外封筒の裏面に投票年月日、投票場所（（例）〇〇病院〇階会議室）を記載し、不在者投票管理者の欄に職名及び氏名（（例）〇〇病院長〇〇〇〇）を記載し、更に立会人の欄に立会人の署名をさせてください。

これらの記載に関しては、立会人の署名を除き、ゴム印等により記入していただいて結構ですが、必ず立会人自身が署名しなければなりませんので御注意ください。

- (2) (1)の処理が終わった外封筒を指定施設ごとにまとめて、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」と表示した上、裏面に記名（施設の名称及び不在者投票管理者の氏名等）押印をして東近江市選挙管理委員会宛てに速やかに送付してください。

- (3) 送付の際には、以下の書類も同封してください。

ア 代理投票に関する調書（**様式第4号 P.15**） 代理投票が行われた場合のみ

イ 不在者投票証明書 選挙人が自ら投票用紙等を交付請求し、施設において不在者投票を行った場合のみ

ウ 投票が行われなかった投票用紙及び投票用封筒 投票用紙等の交付を請求したが、実際には投票が行われなかった場合のみ（破棄しないでください。）

5 不在者投票の事務に要する経費の請求は

- (1) 指定施設で不在者投票の事務を行っていただく場合、投票用紙等の請求や投票後の投票用紙の送付など経費が必要になりますので、これらに要する経費として施設からの請求に基づき、不在者投票を完了した選挙人1人につき1,236円を支払います。

この経費の支払対象は、「不在者投票を完了した選挙人」となっているため、投票用紙等を交付されていても選挙人が投票しなかった場合には、支払の対象となりませんので御注意ください。

- (2) 所要経費の請求は、東近江市選挙管理委員会から、投票の実績に応じた請求額を記載した「不在者投票管理経費請求書」(様式第5号 P.17)を選挙期日後に送付しますので、記名及び押印し、返送してください。

(送付先) 527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
東近江市選挙管理委員会

第3章 不在者投票指定施設における選挙運動について

不在者投票指定施設における選挙運動につきましては、公職選挙法により一般の選挙運動に関する制限のほか、次のような制限がありますので、十分御留意ください。

(1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位（その者の日常の職務上有する影響力）を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

また、不在者投票管理者が公務員である場合には、上記制限に加え、国家公務員法又は地方公務員法の規定に基づく政治的行為（選挙運動を含む。）の制限のほか、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

(2) 選挙の期日の告示日から、選挙の当日までの間、国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）では、政党その他の政治活動を行う団体が、政治活動のためのポスターを掲示することやビラ等の文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）することは禁止されています。

(3) 東近江市議会議員一般選挙においても、条例により公営ポスター掲示場制度が導入されていますので、病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することは一切できません。

(4) 何人も病院、診療所その他の療養施設においては、いかなる名義であっても、選挙運動のための演説や連呼行為をすることが禁止されています。

したがって、施設内においては個人演説会、政党演説会、政党等演説会、政談演説会、推薦演説会といった演説会は一切開催できません。

(5) 何人も選挙に関し、投票を得若しくは得さしめ又は得さしめない目的をもって戸別訪問をすることが禁止されていますが、指定施設においても、各部屋（病室など）が構造上それぞれ独立しており、しかも入院患者（入所者）が相当期間継続して入院（入所）している場合にあって、社会通念に照らし、各部屋が入院患者（入所者）の居室に準ずる程度にまで達していると認められるときには、各部屋を訪問し、投票依頼をすることも戸別訪問の禁止行為に該当します。

また、選挙運動のために、各部屋を戸別に特定の候補者の氏名等を言い歩く行為等も、戸別訪問に該当するものとみなされ禁止されています。

(6) 何人も、選挙の期日（ただし、無投票の場合にあっては、その旨を選挙長が告示した日）後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶をする目的をもって各部屋を戸別訪問することも禁止されています。

(7) 選挙管理委員会のホームページに掲載されている選挙公報のページ等をプリントアウトして頒布することは、違法な文書図画の頒布に当たるおそれがあります。

【問い合わせ先】

〒527-8527

東近江市八日市緑町10番5号

(令和7年10月24日まで)

東近江市選挙管理委員会事務局

電 話 0748-24-5564

F A X 0748-24-5579

(令和7年10月25日以後)

東近江市総務部総務課

電 話 0748-24-5600

F A X 0748-24-0752

請 求 書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備	考	

右の選挙人は、令和七年十月十九日執行の東近江市議会議員一般選挙の当日、当

にあるた

め、当

において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第五十条第四項の規定による依頼

があつたので、右の選挙人に代わって、投票用紙および投票用封筒の交付を請求します。

令和七年 月 日

(所在地)
(施設の名称)
不在者投票
管理者職氏名

東近江市選挙管理委員会委員長 様

様式第1号

備考 選挙人から公職選挙法施行令第五十条第三項の申立ての依頼があつた場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

請 求 書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考
東近江市甲町〇―〇―〇	甲山 太郎	昭和8・2・3	
東近江市乙山〇―〇―〇	乙川 花子	昭和43・10・8	
東近江市丙が丘〇―〇―〇	丙田 次郎	昭和13・7・21	点字

記入例

右の選挙人は、令和七年十月十九日執行の東近江市議会議員一般選挙の当日、当 **施設名(正式名称)** にあるた

め、当 **施設名(正式名称)** において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第五十条第四項の規定による依頼

があつたので、右の選挙人に代わって、投票用紙および投票用封筒の交付を請求します。

令和 七 年 月 日

請求書を作成した日付を記入

(所在地) 東近江市緑町〇―〇―〇
 (施設の名称) 施設名(正式名称)
 不在者投票
 管理者職氏名 病院長 丁原 三郎

東近江市選挙管理委員会委員長 様

様式第1号

備考 選挙人から公職選挙法施行令第五十条第三項の申立ての依頼があつた場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

記入例

(裏)

(表)

<p>投票年月日 令和7年〇〇月〇〇日 日</p> <p>投票場所 〇〇法人〇〇会 〇〇病院</p> <p>不在者投票管理者 院長 〇〇 〇〇</p> <p>立会人 〇〇 〇〇 〇〇</p>	<p>東近江市議会議員一般選挙 <u>不在者投票</u> (外封筒)</p>  <p>投票者 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>(代理記載人</p> <p>注意 投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。 代理記載人欄は、代理投票の仮投票の場合のみ 記入してください。)</p>
---	--

立会人が自分で署名
してください。

通常の代理記載のと
きは記入不要です。

代理投票に関する調書

不在者投票管理者氏名

選挙人氏名	補助者		備考
	代理記載人	代理記載の立会人	

令和7年 月 日

東近江市長 様

施設の所在地
 施設の名称
 不在者投票管理者 印

不在者投票経費請求書

令和7年10月19日執行の東近江市議会議員一般選挙における不在者投票に係る経費として下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

内訳

- ・不在者投票をした投票人 1人1,236円× _____ 人 = _____ 円
- ・市選挙管理委員会が選定した立会人に係る経費 _____ 円

2 振込口座

(フリガナ)			(フリガナ)					
金融機関名			支店名					
種別	普通 当座 別段	口座番号						
(口座名義カナ)								
口座名義								
事務担当者			電話番号					

※不在者投票管理者と口座名義人が異なる場合は、不在者投票に係る経費の受領を口座名義人へ委任したものとみなします。

